

苫小牧市特別支援教育基本方針

～共に学ぶ 地域で育つ 苫小牧の子～

苫小牧市教育委員会
令和5年4月

<目次>

第1章 本市における特別支援教育の現状と沿革

- 1 障がい種別在籍数
 - (1) 市内特別支援学級在籍数（障がい種別）
 - (2) 特別支援学校在籍数（小中別）
- 2 主な事業
 - (1) 特別支援学級介添員の配置
 - (2) 特別支援教育支援員の配置
- 3 本市の特別支援教育の沿革と今後

第2章 特別支援教育の推進に関する基本的な考え方

- 1 理念
- 2 基本的な考え方
 - (1) 「自立」～地域で育つ～
 - (2) 「共生」～共に学ぶ～
- 3 指針
 - (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実
 - (2) 切れ目のない一貫した指導や支援に向けた特別支援教育の推進
 - (3) 教職員の専門性に基づく特別支援教育の推進
 - (4) 就学等の仕組みの確立や基礎的環境整備等の推進

第3章 特別支援教育の充実に関する方策

- 1 小・中学校における支援の方策
 - (1) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援
 - (2) 通級による指導を受ける児童生徒への支援
 - (3) 特別支援学級に在籍する児童生徒への支援
- 2 教員の専門性向上に関する方策
 - (1) 特別支援教育に関する教員研修の推進
 - (2) エリア経営会議「特別支援教育部会」における研修の推進
- 3 一貫した支援に関する方策
 - (1) エリア経営会議「特別支援教育部会」の在り方
 - (2) 苫小牧市教育支援委員会の在り方
- 4 交流及び共同学習に関する方策
 - (1) 交流及び共同学習の推進
- 5 障がいの重度・重複化、多様化に関する方策
 - (1) 重度・重複化、多様化への対応
- 6 施設設備等に関する方策
 - (1) 施設設備

はじめに

平成19年4月の改正学校教育法施行を控えた平成18年8月、本市教育委員会は、「苫小牧市の特別支援教育推進のために（障害のある子ども一人一人の生きる力の育成を目指して）」（以下、「指針」という）を策定し、特別支援教育を推進してまいりました。

この間、国においては「障害者の権利条約」の批准に伴う各種施策の実施、とりわけ、平成25年9月に施行した「改正学校教育法施行令」により、それまでの「就学基準」が変更され、「障がいの程度」に基づく就学先の決定から、障がいのある児童生徒への合理的配慮の提供とともに「適切な指導と必要な支援」に基づいて就学先を決定するシステムに改められました。

一方、少子高齢化が進む中、医療の進歩や特別支援教育に対する理解の広がり、平成28年4月1日施行の「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定等、特別な支援を必要とする児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、道においても「特別支援教育に関する基本方針（平成30～34年度）」を策定し、特別支援教育のさらなる推進を図っております。

このような中、本市においては、平成18年8月に策定した「苫小牧市の特別支援教育推進のために（障害のある子ども一人一人の生きる力の育成を目指して）」に基づき、特別支援学級の整備と通学区域の変更、障がい種に応じた対応と「通級による指導」の拡充等、各種施策を講じてまいりました。

しかし、全国的な傾向である「特別な教育的ニーズ」のある児童生徒の増加は本市においても例外ではなく、特別支援学級及び通級による指導の増加に伴う、「特別支援教育の質的向上」は本市においても喫緊の課題となっております。

このため、医療や福祉との連携の推進、障がい者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等についてその在り方を検討し、新たな施策を展開していくことが必要です。

このような状況の中で、学校教育、とりわけ小・中学校における特別支援教育にかかわる本市の基本的な考え方を示し、具体的に特別支援教育を推進するための基本方針を定め推進してまいります。

令和5年4月

苫小牧市教育委員会

第1章 本市における特別支援教育の現状と沿革

特別支援学級に通う子どもだけでなく、通常の学級に在籍する発達障害のある子どもも含め、一人一人の教育的ニーズに合わせた支援を推進している。

1 障がい種別在籍数（令和4年5月1日現在）

（1）市内特別支援学級在籍数（障がい種別）

	学校種	知的	情緒	肢体	病弱	弱視	難聴	合計
各校	小学校	118 (23)	312	8(5)	6	0	3	447 (28)
	中学校	69	99	4	2	1	2	177
拠点	山なみ	5	1	—	—	—	—	6
合計		192 (23)	412	12 (5)	8	1	5	630 (28)

※（ ）は、「特別支援学校で教育を受けることができる程度」の障がいの児童生徒の内数

（2）特別支援学校在籍数（小中別）

学校名	小学校	中学校	計
苫小牧支援学校（知的）	33	22	55
平取養護学校（知的）	6	17	23
手稲養護学校（知的・病弱・肢体）	3	2	5
真駒内養護学校（肢体）	0	1	1
室蘭聾学校（聴覚）	3	1	4
合計	45	43	88

※手稲養護学校は道立子ども総合医療・療育センター（コドモックル）に入院している児童生徒が通学する。

2 主な事業（令和4年5月1日現在）

（1）特別支援学級介添員の配置（18校26名配置）

「特別支援学校で教育を受けることができる程度」の障がいであるが、市内の小中学校特別支援学級に通う児童生徒に対する個別の支援等を行う者。

（2）特別支援教育支援員の配置（35校45名配置）

通常学級に在籍する児童生徒で、発達障害が疑われる等個別の支援が必要な場合にニーズに応じた学習支援等を行う者。

3 本市の特別支援教育の沿革と今後

※平成19年度以前は特殊教育

年度	事由
昭和41年	・啓北中学校特殊学級「山なみ学園」開設
昭和47年	・啓北中学校山なみ分校開校
昭和49年	・苫小牧西小学校に肢体不自由学級の前身である在宅訪問（病弱学級）設置
昭和54年	・苫小牧東小学校・苫小牧東中学校に「病弱、虚弱学級（院内）」を設置
昭和35年～ 平成元年	・苫小牧西小学校、若草小学校、緑小学校、北星小学校、弥生中学校に特殊学級を苫小牧東小学校に言語治療教室を設置した
平成 元年	・澄川小学校、苫小牧東中学校に特殊学級を設置
平成 8年	・美園小学校に特殊学級を設置
平成14年	・沼ノ端小学校に特殊学級を設置
平成17年	・和光中学校に特殊学級を設置
平成18年	・明德小学校に特殊学級を設置
平成19年	・苫小牧市特殊教育振興委員会の答申を受け、小学校特別支援学級は、拠点8校から植苗小と樽前小を除く全ての小学校に設置すべく、毎年3～4校ずつ新規に設置することとなる
平成20年	・啓明中学校に特別支援学級を設置した。また、発達障害等の生徒の特別な教育的支援の場として、光洋中学校と啓明中学校及び和光中学校に情緒障害の通級指導教室を設置
平成21年	・新設校の青翔中学校に、知的障害学級と病弱学級と自閉症・情緒障害学級を設置し、中学校においては特別支援学級設置校5校、通級指導教室設置校3校となる
平成30年	・小学校の肢体不自由学級を該当児童の就学指定校に一部設置開始
令和 元年	・中学校の肢体不自由学級を該当生徒の就学指定校に一部設置開始 ・中学校の通級による指導（情緒）を拠点校方式から巡回方式に変更 ・啓北中学校山なみ分校を令和4年度末で閉校することを決定
令和 2年	・啓北中学校に特別支援学級を設置 ・小学校の通級による指導（情緒）を巡回方式で指導開始
令和 3年	・道立「北海道苫小牧支援学校」開校 ・植苗中学校に特別支援学級を設置 ・小学校の通級による指導（言語）を各小学校で指導開始
令和 4年	・啓北中学校山なみ分校閉校

※今後

令和 7年	・肢体不自由学級の苫小牧西小学校と苫小牧東中学校における拠点校方式は令和6年度末で終結とし、令和7年度より各障がい種において全ての児童生徒が就学指定校で学べる体制を整えます（直ちに必須の設備が整わない場合には、設備が整った近隣の学校への区域外通学を検討する）。
-------	--

第2章 特別支援教育の推進に関する基本的な考え方

1 理念

共に学ぶ 地域で育つ 苫小牧の子

～「共生社会」の実現に向けた「自立と共生」の達成を目指して～

北海道教育の基本理念である「自立と共生」は、『共生社会』の実現の基礎となる特別支援教育を推進するための理念そのものです。障がいの有無に関わらず、個の多様性に応じて、一人一人がその持てる力を十分に発揮し、自立して生き生きと活動する力を育むことが必要です。

そのために一人一人の教育的ニーズに応え、適切な指導と必要な支援を行う教育を展開します。

2 基本的な考え方

(1) 「自立」 ～地域で育つ～

障がいの有無に関わらず一人一人の多様性を認め合い、生き生きと活動し、自らの役割をしっかりと果たし、希望に満ちた充実した生活を送ることができる「生きる力」を地域で育みます。

(2) 「共生」 ～共に学ぶ～

一人一人の個性や多様性を認め、共に尊重し力を合わせて、持てる力を最大限に発揮する社会を創造する人を育みます。

3 指針

全ての児童生徒がそれぞれの違い（多様性）を認め、互いに尊重し、協力して社会を創造することができるようにするために、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、「連続性のある多様な学びの場」を活用した教育を行います。また、可能な限り地域で学ぶことを追求し、「適切な指導及び必要な支援」を行うために次のことに取り組みます。

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実のために、アセスメントやそれに基づく指導・支援の内容の充実を図ります。

(2) 切れ目のない一貫した指導や支援に向けた特別支援教育の推進

「Tomakomai All-9」によるエリア経営会議「特別支援教育部会」の取組を通して小中の連携や特別支援教育の専門性を深めます。また、幼稚園・保育所、認定こども園、こども通園センターおおぞら園等の保育・療育機関等との連携を深め、幼一小一中の連携強化を図ります。

(3) 教職員の専門性に基づく特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒が、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能等を身に付け、能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加を図ることができるように、教職員全体の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

(4) 就学等の仕組みの確立や基礎的環境整備等の推進

将来の「自立」を見据え、適切な実態把握と支援内容、本人や保護者のニーズ等を明らかにして就学先を判断します。バリアフリー化や医療的ケアの実施など教育環境の整備や合理的配慮を推進し地域で学べる環境を整えます。

第3章 特別支援教育の充実に関する方策

1 小・中学校における支援の方策

(1) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援

方向性 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援については、学校全体で特別支援教育に取り組む体制の構築や「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の促進、関係機関との連携強化、特別支援教育支援員の効果的な配置促進に取り組めます。

【方策】

- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成を促進し、適切な実態把握から計画的な指導や一貫した支援につなげます。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会を活性化し、早期からの支援を図ります。
- 特別支援教育支援員を特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する学校への配置を促進します。また、特別支援教育支援員の研修会を年数回実施し、発達障害等についての理解や適切な支援方法について研修を進めます。

(2) 通級による指導を受ける児童生徒への支援

方向性 通級による指導を活用している児童生徒が抱えている様々な困り感を解決するために、必要な支援や配慮を明らかにします。また、通級による指導を専門的な教員が担当できるよう適切な教員配置を促進します。

【方策】

- 教育支援委員会において、対象児童生徒の的確な実態把握から必要な支援や配慮を検討し、適切な学びの場を審議します。
- 特別支援教育相談員による各学校への要請訪問を行い、児童生徒のアセスメントや支援が的確に行えるよう協力体制を整えます。

(3) 特別支援学級に在籍する児童生徒への支援

方向性 どのような障がいがあっても地域の学校で教育を受けられる環境整備を目指します。各障がい種において、児童生徒の障がいの状況を改善・克服するための教育を目指します。

【方策】

- 教育支援委員会において、対象児童生徒の的確な実態把握から必要な支援や配慮を検討し、適切な学びの場を審議します。
- 児童生徒の障がいに応じた施設整備や介添員、看護師の配置等の基礎的環境整備や合理的配慮について、体制面、財政面において、均衡を失して又は過度の負担とならない範囲で、段階的に行えるよう部内で連携した対応を行います。
- 特別支援教育相談員による各学校への要請訪問を行い、児童生徒のアセスメントや支援が的確に行えるよう協力体制を整えます。

2 教員の専門性向上に関する方策

(1) 特別支援教育に関する教員研修の推進

方向性 特別支援教育に携わる教員に対する研修会の充実を図ります。また、教員の相談に対応できる体制を整備します。

【方策】

- ・特別支援教育に特化した「あかりの研修講座」の年複数回の実施や経験年数や障がい種に合わせた研修を行い、担当教員の専門性を高めます。また、特別支援教育に関する教育研究所主催研修講座を年複数回実施し、より専門性の高い講師を招聘するなどして、研修会の充実を図ります。
- ・特別支援教育相談員による各学校・エリアへの要請訪問を行い、教員への助言等を行います。また、要請に応じてこども通園センターおおぞら園から言語聴覚士や理学療法士等に同行を依頼し、障がい種に応じたより専門的な助言を行います。
- ・特別支援学級及び通級による指導担当者会議を年複数回実施し、その時々課題に応じた対策を行います。
- ・特別な支援を必要とする子どもが、各教科等における学習効果を高めることができるようICTを有効活用し、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための教育を好事例や特別支援教育研究委員会の研究内容等を周知するなどして推進します。

(2) エリア経営会議「特別支援教育部会」における研修の推進

方向性 研修機会の確保と教職員の資質向上のために、エリア経営会議「特別支援教育部会」と特別支援教育相談員事業を連動させた研修を活発にすると同時に、各校の校内研修の充実を図ります。

【方策】

- ・指導力向上のために、「教育課程の編成」「指導内容及び指導方法」について研修を深め、児童生徒の実態に応じた教育課程の編成と指導方法の改善を図ります。
- ・指導室子ども支援室「あかり」に配置されている特別支援教育相談員が要請に応じてエリア経営会議や学校等の相談に応じます。

3 一貫した支援に関する方策

(1) エリア経営会議「特別支援教育部会」の在り方

方向性 各校の研修等の支援の他に、「幼-小-中」の連携を図るために、小学校入学から中学校卒業まで、エリアで一貫して支援を行う体制を整備します。

【方策】

- ・「児童生徒理解」「アセスメント」「幼-小-中連携」等の研修を行うよう働きかけます。
- ・「エリアで一貫した支援の実施」のために、将来を見通した、それぞれの「学びの場」における適切な指導と必要な支援について研究協議を深めます。
- ・必要に応じてこども通園センターおおぞら園の言語聴覚士や理学療法士による研修・助言、学校の児童生徒と関わりのある放課後等デイサービス等の関係機関との合同研修を行うこと等を通して関係機関との連携を図ります。

(2) 苫小牧市教育支援委員会の在り方

方向性 「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、その時点での教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる就学先や学びの場を検討すると共に、早期からの教育相談・支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、その在り方を検討し、機能の拡充を図ります。

【方策】

- 障がいのある子どもの状態等を早期から把握するという観点から、教育相談担当者との連携により、障がいのある子どもの情報を継続的に把握します。
- 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人及び保護者に対する情報提供について助言を行います。
- 教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行います。
- 教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行います。
- 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行います。
- 就学先の学校対して適切な情報提供を行います。
- 就学後は必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行います。

4 交流及び共同学習に関する方策

(1) 交流及び共同学習の推進

方向性 「交流及び共同学習の推進」は、共生社会の実現に必要な「インクルーシブ教育システム」の確立に必要不可欠であるという認識に立ち、一人一人の障がいの状態に基づき、適切に実施する体制を構築します。

【方策】

- 児童生徒の実態や目的に応じた「交流及び共同学習」の取組を推進します。
- 北海道苫小牧支援学校等との「居住地校交流」を進め、様々な障がいのある児童生徒が地域の一員であることを学び合い、尊重し合いながら生活していく態度を育みます。

5 障がいの重度・重複化、多様化に関する方策

(1) 重度・重複化、多様化への対応

方向性 障がいの重度化への対応として、北海道苫小牧支援学校やこども通園センターおおぞら園との連携を図り、適切な指導及び必要な支援について研修を深めます。また、医療的ケアが必要な児童への対応については、医療等関係機関と連携するとともに、必要な看護職員の配置に努めます。

【方策】

- こども通園センターおおぞら園の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など、専門職との連携を図ります。
- 医療的ケアが必要な児童生徒への対応として、看護師免許を有する介添員の採用、医療機関と連携した看護師の配置に努めます。

6 施設設備等に関する方策

(1) 施設設備

方向性 共生社会の実現を目指すためのインクルーシブ教育システム構築を基礎的環境整備の観点から見直し、障がいの有無に関わらず機能的で効果的な活動が可能な施設設備の整備を図ります。また、学校を災害時の「避難所」として活用するという視点からも、障がいの有無に関わらず、ユニバーサルデザインに基づく施設設備の整備を図ります。

【方策】

- 設備面での支援が必要な学校を優先しながら必要な設備を段階的に整えます。
- 直ちに必須の設備が整わない場合には、設備が整った近隣の学校への区域外通学を検討します（近隣の学校へ区域外通学をした場合は、就学指定校の設備が整った時点で、どちらの学校で卒業するか家庭が選択できることとします）。

※現在区域外通学でたんぼぼ号を利用している苫小牧西小学校4年生の児童が卒業する令和6年度末で苫小牧西小学校と苫小牧東中学校の肢体不自由学級拠点校方式やたんぼぼ号の役目を完全に終え、全ての児童生徒が就学先指定校で学べる体制を整えます。